

横浜市環境配慮指針及び 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

配慮指針改定案（素案）	：別紙1		
審査会等でいただいた主な御意見	：別紙2		
技術指針改定案（素案）別表2	：別紙3		
技術指針改定案（素案）別表3	：別紙4		
技術指針改定案（素案）別記			
廃棄物・建設発生土	：別紙5	地盤	：別紙10
大気質	：別紙6	悪臭	：別紙11
土壌	：別紙7	低周波音	：別紙12
騒音	：別紙8	安全	：別紙13
振動	：別紙9		

横浜市環境配慮指針

- 1 配慮指針とは
- 2 配慮指針に関連する審議状況について
- 3 配慮指針の改定案について
- 4 配慮指針の改定スケジュールについて

1 配慮指針とは

横浜市環境影響評価条例

(配慮指針の策定等)

第6条 市長は、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として横浜市環境配慮指針(以下「配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、配慮指針を改定するものとする。

3 市長は、配慮指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

4 市長は、配慮指針を策定し、又は改定したときは、その旨を公告するものとする。

計画段階事業者は、配慮指針に基づき、あらかじめ環境の保全について自ら十分に配慮し、事業計画を立案する。(配慮指針 第1 趣旨より)

2 配慮指針に関連する審議状況について

<安全（火災・爆発、有害物漏洩）に関する御意見と対応>

【10/16審査会 片谷委員 意見】

- ・化学物質に関しては、事故の発生確率の知見が積み重ねられており予測評価の対象となりうる。
- ・自然災害の発生確率を予測させるようなものは、事業者に過度な負担をかけることになる。
- ・現行技術指針「火災・爆発」「有害物漏洩」では、地震等の自然現象に起因する二次災害を対象としているが、環境影響評価項目から外し、配慮事項とした方が良いのではないか。



今回技術指針改定における方向性（案）

現行技術指針「火災・爆発」「有害物漏洩」のうち、
「地震等の自然災害によって発生する二次災害」を、配慮指針の配慮事項に位置付けたい。

<参考> 現行配慮指針における関連する記載の箇所 ※ 二次災害に係るリスクアセスメントの視点の記載はない

【工場及び事業場等の建設】

(13) 火災、爆発、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。

【廃棄物処理施設の建設】

(13) 火災、爆発等の発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。

2 配慮指針に関連する審議状況について

<ヒートアイランド現象に関する委員意見>

【奥会長、中西委員 意見】

- ・ヒートアイランドも環境影響評価項目として入れ込むことを検討していただく必要がある。
- ・横浜市の政策課題としても挙げられていることを踏まえれば、技術的には検討が必要であったとしても対応する必要性の提示の観点からは、項目化を目指した方が良い。

【田中稲子委員 意見】

- ・シミュレーション技術は実用化という面で考えると、まだ課題がある。
温度を何度下げるといような精度にはないと認識している。

<他都市における環境影響評価の状況>

- ・環境影響評価項目として技術指針に記載があるのは4自治体。（大阪府、名古屋市、吹田市、尼崎市）
- ・吹田市のみ、事業に於ける事例あり。（HP掲載状況による）
- ・配慮事項として事業者に対応を求めている自治体が多数である。

今回追加

2 配慮指針に関連する審議状況について

<参考> 他都市における環境影響評価の状況

	大阪府	名古屋市	吹田市	尼崎市
項目名	暑熱	ヒートアイランド現象	ヒートアイランド現象	ヒートアイランド現象
予測項目	現況及び将来における夏季の気温、相対湿度、日射量、風速及びWBGT（暑さ指数）等とする。（調査項目として記載）	①土地被覆の変化の内容及び程度 ②人工排熱の変化の内容及び程度 ③建物の密集度の変化の内容及び程度 ④対象事業の実施に伴い、新設及び維持するヒートアイランド抑制機能の状況・ヒートアイランド抑制機能の位置、種類等 ⑤熱収支の変化の程度 ⑥気温の変化の程度	ア 地域における土地被覆の変化の内容及び程度 イ 地域における人工排熱の変化の内容及び程度 ウ 地域における建物の密集度の変化の内容及び程度	緑被面積等の推定、水面面積の推定、被覆面積の推定、屋上・外壁の緑化、断熱構造、保水性の道路構造等、熱放散量等
予測方法	ア. ヒートアイランド対策熱負荷計算モデル等による定量的な予測 イ. 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）の評価項目を参考とした定性的な予測 ウ. 対策手法及び対策量による定性的な予測	・事業計画に基づく推計 ・類似事例からの推計 ・数値シミュレーションによる推計	a 事業計画の内容から推定する方法 b 類似事例から推定する方法 c その他適切な方法	類似事象による推定、事業計画に基づく推計 その他適切な方法による推定
評価・対応	事業の実施による気温、相対湿度、日射量、風速及びWBGT等への影響を最小限にとどめるよう環境保全についての適正な配慮がなされていること。	人工排熱等の排出抑制対策等、ヒートアイランド現象緩和のための対策について明らかにすることにより、対象事業によるヒートアイランド現象をどのように緩和するのか事業者の見解を示す。	事業の実施等がヒートアイランド現象にもたらす影響について明らかにする。ヒートアイランド現象の原因（人工排熱の増加、顕熱・排熱の増加、蓄熱量の増加、土地被覆の人工化、都市形態の高密度化）を削減させ、地域におけるヒートアイランド現象を緩和させるための取組について検討を行う。	（項目別の評価等の記載はなし）

2 配慮指針に関連する審議状況について

<アセスメント協会の意見>

- ・平成18年報告書※は、ヒートアイランド対策推進の基礎資料とすることを目的に作成したが、それ以降、環境アセスメントの予測評価として用いられるほどの標準化はなされていない。
- ・事後調査の対象となる場合、長期的なモニタリングを要することから、事業者負担が大きくなるなど妥当性の検討方法は課題。 ※ヒートアイランドに係る環境影響評価技術手法検討調査報告書（平成18年3月）

<東京科学大学浅輪准教授の意見>

- ・ヒートアイランド現象のようなシミュレーションについては研究レベルと言わざるを得ない。
- ・熱環境の予測に風を組み込み評価を行うのは難しい状況。（条件設定、評価尺度等の基準が無い）



今回技術指針改定における方向性（案）

- ・ 今後の実用化の動向を注視することとし、環境影響評価項目として位置づけることは見送る。
- ・ 配慮指針のヒートアイランド現象に関する記載について、適応の観点から見直しを行いたい。

<参考> 現行配慮指針における関連する記載の箇所 ※ 適応の視点の記載はない

- ・ 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。
- ・ 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。

3 配慮指針の改定案について

安全（火災・爆発、有害物漏洩）

「地震等の自然現象に起因する二次災害」に関する記載を配慮事項に追記

<工場及び事業場等の建設の記載例>

火災、爆発、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。



火災、爆発、有害な物質の漏洩、バイオハザードの発生を防止するとともに、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備に努める。地震等の異常な自然現象に起因する場合についても、想定される被害の程度から優先順位を検討した上で、安全確保のための管理体制の構築やマニュアルの整備等に努める。

【配慮すべき事業の分類】

- ・工場及び事業場等の建設（電気工作物の建設、自然科学研究所の建設を含む）
- ・廃棄物処理施設の建設

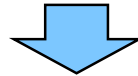
3 配慮指針の改定案について

ヒートアイランド現象

「気候変動の適応」の観点から配慮事項の記載を見直し

<高層建築物の建設の記載例>

微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化や保水性舗装、遮熱性舗装等の採用などによりヒートアイランド現象の抑制に努める。



微気候に配慮し、人工排熱の抑制、緑化、保水性舗装や遮熱性舗装等の採用、風通しのためのオープンスペースの確保、緑陰や日除け等を活用した日射の低減などによりヒートアイランド現象の抑制及び暑熱環境の適応に努める。

【配慮すべき事業の分類】

・すべての事業

「道路」「鉄道及び軌道」「工場及び事業場等」「廃棄物処理施設」「下水道終末処理場」「飛行場」
「公有水面の埋立て」「高層建築物」「運動施設、レクリエーション施設等」「開発行為等」

3 配慮指針の改定案について

その他

技術指針改定案を踏まえた文言の整理等

- ・ 技術指針本編の記載に合わせて、環境影響評価準備書において、
「方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合等は、配慮の内容を適切に修正する」を追加
- ・ 環境影響評価項目「地域社会」を「地域交通」に見直したことを踏まえて
「地域分断」⇒ 「地域の交通経路の分断」に修正

4 配慮指針の改定スケジュールについて

令和6年12月23日（月）【今回審査会】 配慮指針意見聴取依頼、配慮指針の改定案（事務局案）

審査会からのご意見を踏まえた修正

令和7年1月20日（月）【次回審査会】 配慮指針改定素案の提示（予定）

市民意見募集（概ね1ヶ月間）

3月頃 配慮指針改定原案の審査会提示

⇒ 確定後、公告手続き

4月頃 改定した配慮指針の公告・施行（予定）

※1月以降に予定している内容については、技術指針改定案とあわせて行う

横浜市環境影響評価技術指針

- 1 現在の技術指針の構成
- 2 技術指針に関する審査会での審議状況
- 3 技術指針（別記） 改定のポイント
- 4 技術指針（別記） 全般
- 5 技術指針（別記） 廃棄物・建設発生土
- 6 技術指針（別記） 土壌
- 7 技術指針（別記） 地盤 <土地の安定性も含む>
- 8 技術指針（別記） 悪臭
- 9 技術指針（別記） 安全
- 10 技術指針（別記） 各項目について共通で修正した事項
- 11 技術指針 別表2
- 12 技術指針 別表3
- 13 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方（案）

1 現在の技術指針の構成

<本編>

- 第1章 技術指針策定の趣旨等
- 第2章 計画段階配慮
- 第3章 環境影響評価
- 第4章 事後調査

基本的考え方
図書の構成

<別表>

- 別表1 地域概況の調査項目
- 別表2 環境影響評価項目
- 別表3 要因と項目の関連表

<別記>

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- ・・・
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

別表2で規定した22項目の
調査、予測及び評価の手法
並びに事後調査の方法

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

2 技術指針に関する審査会での審議状況

① 改定の趣旨・方向性について

令和5年度第16回審査会

② 本編、別表2の改定案について

令和5年度第20回審査会
別表2：令和6年度第8回審査会
本編：令和6年度第9回審査会

【今回】別表2：令和6年度第11回審査会

③ 別記の改定案について

令和6年度第3回審査会
令和6年度第7回審査会
令和6年度第8回審査会
令和6年度第10回審査会

【今回】：令和6年度第11回審査会

④ 別表1、別表3について

令和6年度第9回審査会

【今回】別表3：令和6年度第11回審査会

別記の構成

< 現在 >

- 第1 温室効果ガス
- 第2 生物多様性（動物、植物、生態系）
- 第5 水循環
- 第6 廃棄物・建設発生土
- 第7 大気質
- 第8 水質・底質
- 第9 土壌
- 第10 騒音
- 第11 振動
- 第12 地盤
- 第13 悪臭
- 第14 低周波音
- 第15 電波障害
- 第16 日影
- 第17 風害
- 第18 安全
- 第19 地域社会
- 第20 景観
- 第21 触れ合い活動の場
- 第22 文化財等

< 改定案 >

- ・温室効果ガス
- ・生物・生態系
- ・緑地
- ・水循環
- ・水質・底質
- ・電波障害
- ・日影
- ・風環境
- ・地域交通
- ・景観
- ・触れ合い活動の場
- ・文化財等

- ・廃棄物・建設発生土
- ・大気質
- ・土壌
- ・騒音
- ・振動
- ・地盤
- ・悪臭
- ・低周波音
- ・安全

今回（2回目）
第11回審査会

3 技術指針(別記) 改定のポイント

(1) 社会ニーズへの対応

- ・環境保全目標の見直し
- ・環境の保全のための措置の追記

(2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ

- ・環境影響評価の対象、項目選定する事業の考え方の追記
- ・ベスト追求型への環境保全目標の見直し

(3) 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化

- ・ポジティブな環境保全目標の追記
- ・環境の保全のための措置の追記

(4) より適切・効果的・効率的な環境影響評価のための記載内容充実

- ・項目選定する事業の考え方や、図書に掲載すべき結果等を明確化

4 技術指針(別記) 全般

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-0-4	<p>「必要に応じて専門家へのヒアリング等を行う」では、この「等」は手法についての「等」で、地域住民が入りません。</p> <p>「専門家等」又は「専門家・地域住民」との記載を検討してください。</p>	<p>「専門家等へのヒアリングなど」に修正しました。</p>	<p>(例) 別記「生物・生態系」 2(2)ア(ウ)調査方法 必要に応じて<u>専門家等へのヒアリングなど</u>を行う。</p>
6-0-5	<p>住民や地元のNPOについては意見聴取の機会が別途あり、それと別に事業者がヒアリングすることを、この記載だけで排除する趣旨ではないと思います。</p> <p>「専門家」の後ろに「等」を入れるかは検討してください。</p>		

5 技術指針(別記) 廃棄物・建設発生土

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-5-1	<p>「1(1) 環境影響評価の対象」の「循環経済(サーキュラーエコノミー)における再生可能資源への代替の取組に関しては…」は、「循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けた、天然資源の利用を再生可能資源に代替する取組に関しては」とすると良いと思います。</p>	<p>御意見を踏まえて修正しました。なお、「天然資源」には、バイオマスも含まれると考えられるため、「枯渇性資源」と記載しました。</p>	<p>1(1) 環境影響評価の対象(略)</p> <p><u>循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けた、枯渇性資源の利用を再生可能資源に代替する取組に関しては</u>環境影響評価の対象とはしないが、可能な範囲で、事業の計画内容又は環境の保全のための措置等に記載することが望ましい。</p>
6-5-2	<p>「2(1) 調査項目」の「ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況」について、廃棄物・建設発生土の場合、大気や水と違って「その場所の現状」に意味がありません。調査項目は「予測評価を行うために必要な状況」ですので、検討が必要だと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、既存データの有無などを検討した上で、右のように修正しました。</p>	<p>2(1) ア</p> <p><u>(ア) 一般廃棄物及び産業廃棄物に関する事項</u></p> <p><u>a 資源化施設の位置、処理能力</u></p> <p><u>b 中間処理施設及び最終処分場の位置、処理能力</u></p> <p><u>c 類似事業における廃棄物の種類ごとの発生量等の原単位</u></p> <p><u>(イ) 建設発生土に関する事項</u></p> <p><u>a 工事間利用の状況</u></p> <p><u>b 土質改良プラントの位置、受入可能量</u></p> <p><u>c 内陸受入地の状況</u></p> <p><u>d 類似事業における建設発生土の発生量等の原単位</u></p>

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。

5 技術指針(別記) 廃棄物・建設発生土

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-5-3	<p>「3 環境保全目標の設定」の建設発生土に係る箇所について、国土交通省の通知等で「なるべく残土は50 km以内へ搬出するように」の記載があったかと思えます。建設発生土は遠隔地に搬出されているような事例があるので、努力義務的な記載として、搬出距離を最小限とすることがあっても良いと思えます。</p>	<p>御意見を踏まえて、「5 環境の保全のための措置」に「(1)オ 建設発生土の場外搬出の距離の削減に関する措置」と追記しました。</p>	<p>5 環境の保全のための措置 (1) 工事中 ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置 (略) <u>オ 建設発生土の場外搬出の距離の削減に関する措置</u> (略)</p>
6-5-4	<p>「6 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」のウ(ア)及び(イ)に記載されている「バイオプラスチック」については、定義を明確にしておくべきです。100%生物由来のプラスチックでしょうか。バイオプラスチック＝生分解性ではありません。</p>	<p>御意見を踏まえて、「5 環境の保全のための措置」(2)ウ(ア)及び(イ)について、「バイオプラスチック」の記載削除をし、「再生プラスチック」という例示としました。</p>	<p>5 環境の保全のための措置 (2) 存在・供用時 ウ プラスチックに係る資源循環の促進に関する措置 (ア) プラスチック製品の使用の合理化 長期間使用、過剰な使用の抑制、又は薄肉化・軽量化された製品、再生プラスチック <u>若しくはバイオプラスチック</u>を用いた製品の使用 (イ) 製品の原材料における再生プラスチック <u>やバイオプラスチック</u>の使用</p>

6 技術指針(別記) 土壌

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-8-2	「4(1) 予測項目」の「イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性」については、「拡散」という言葉の一つに「エ 地下水の溶出」が入っているのではないのでしょうか。拡散と地下水の溶出が重複しているのではないかと趣旨です。	御意見を踏まえ、イについては「対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性」としました。	4(1) 予測項目 ア 対象事業の実施により変化する土壌汚染の範囲及び土壌汚染物質の濃度 <u>イ 対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性</u>
6-8-3	イとエの記載の整理をお願いいたします。エを書くのであればイの方はそれを除いた可能性、飛散の可能性で明確化していただきたいという御趣旨ですので、御検討お願いします。		ウ 搬出する汚染土壌の量 エ 新たな土壌汚染が発生する可能性
6-8-4	イはおそらく、土壌に吸着した有害物質、いわゆる土壌コロイドが、降水等の土壌浸透水によって拡散していくという「コロイド促進輸送」と呼ばれる現象を考えているのではないかと思います。	コロイド促進輸送による土壌汚染物質の拡散については、イの「対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性」の等に含めて読むこととしました。	
6-8-5	イとエは、項目としてはこのように分けておいて、例えば大気から汚染物質が土壌に降り注いでそれがまた浸透していった地下水に出ていくということでしょうか。		
6-8-6	必ずしも地下水に到達するとは限りませんので、現象として一応分けた方が良いでしょう。		

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。

6 技術指針(別記) 土壌

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-8-7	「4(1) 予測項目」の並び順としては、イの次に「エ 地下水への溶出の可能性」を置き、「ウ 搬出する汚染土壌の量」は後ろに持ってくるなどを考えた方が良いと思います。	イの「拡散」については、汚染土壌の飛散及びエの地下水への溶出と合わせて「対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性」と記載することとしました。 並び順については、御指摘のとおり変更しました。	【前ページからの再掲】 4(1) 予測項目 ア 対象事業の実施により変化する土壌汚染の範囲及び土壌汚染物質の濃度 <u>イ 対象事業の実施により生じる汚染土壌の飛散及び地下水への溶出等の拡散の可能性</u> ウ 搬出する汚染土壌の量 エ 新たな土壌汚染が発生する可能性
6-8-8	関連するものを先にまとめた方が良くもありません。		

7 技術指針(別記) 地盤

<土地の安定性も含む>

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-11-1 ~6	<p>「地盤」と「土地の安定性」で、「①支持力の不足による地盤の破壊」「②盛土に伴う地盤の破壊（斜面上の盛土）」「③地下掘削により周辺の地盤が変形することに伴う破壊」の3点について、「地盤」と「土地の安定性」のどちらに分類されますか。趣旨としては、「地盤」と「土地の安定性」のどちらかに必ず振り分けられなければいけないということではなく、取り逃がされなければ良いという趣旨です。</p>	<p><u>別表2において、別記「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、別記「地盤」の細目に位置付けました。</u></p> <p><u>「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱うこととし、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう、記載の見直しを行いました。</u></p>	<p>1 (2) 項目選定する対象事業の考え方</p> <p>次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は、地盤を環境影響評価項目として選定することを検討する。</p> <p>ア 工事中に、地下水の揚水、湧出水の排水、掘削工事等に<u>伴う</u>地下水位の低下<u>又は</u>軟弱地盤上の盛土の影響により地盤沈下が予想される場合</p> <p>イ 存在・供用時に、地下水の揚水、湧出水の排水等に伴う地下水位の低下により地盤沈下が予想される場合</p> <p>ウ 工事中に、土地の改変、工作物の設置に伴う軟弱地盤上の盛土等により土地の安定性への影響が予想される場合</p> <p>エ 工事中又は存在・供用時に、対象事業実施区域に大規模盛土造成地、急傾斜地崩壊危険区域又は液状化危険度が高い地域等が含まれ、土地の安定性への影響が予想される場合</p> <p>オ その他地盤への影響が予想される場合</p>

7 技術指針(別記) 地盤

<別表2 変更前(10月16日審査会資料)>

項目	細目	内容
地盤	地盤沈下	(1) 土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用に伴う地下水位の低下による地盤沈下 (2) 土地の改変、工作物の設置に伴う軟弱地盤上の盛土等による地盤沈下
土地の安定性	土地の安定性	土地の改変又は工作物の設置・撤去により発生する傾斜地の崩壊又は地盤の変形等

<別表2 変更後>

項目	細目	内容
地盤	地盤沈下	(1)土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用に伴う地下水位の低下による地盤沈下 (2)土地の改変、工作物の設置に伴う軟弱地盤上の盛土等による地盤沈下
	<u>土地の安定性</u>	土地の改変又は工作物の設置・撤去により発生する <u>傾斜地の崩壊</u> や地盤の変形又は <u>破壊</u> 等

8 技術指針(別記) 悪臭

No	御意見の趣旨(概要)	回答等	別記への反映
6-12-1	<p>「6 環境の保全のための措置」で、「ア 施設及び設備機器等に関する措置」と「イ 施設及び設備機器等の稼働・運用に関する措置」がどちらも「施設及び設備機器等」としていて、工事中の発生対策が読みにくいのです。また、「ウ 原材料等に関する措置」が分かりにくいので、ア～ウを「ア 悪臭の発生の防止に関する措置」と「イ 悪臭の排出、拡散の防止に関する措置」に整理して、例示に「原材料等の変更」を加えてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「ア 悪臭の発生の防止に関する措置」、「イ 悪臭の排出及び拡散の防止に関する措置」とし、例示も修正しました。</p>	<p>5 環境の保全のための措置 事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。</p> <p>(1) 工事中及び存在・供用時</p> <p><u>ア 悪臭の発生の防止に関する措置</u> <u>悪臭の発生箇所の清掃、原材料の変更等</u></p> <p><u>イ 悪臭の排出及び拡散の防止に関する措置</u> <u>密閉化、悪臭を発生する作業場所の変更、装置等による脱臭等</u></p> <p>ウ 関係者への指導・教育に関する措置</p> <p>エ その他適切な措置</p>

9 技術指針(別記) 安全

No	御意見の趣旨 (概要)	回答等	別記への反映
6-18-1 6-18-2	<p>「安全」を予測評価するにあたっては、リスクアセスメントの考え方を参考にすると良いと思います。</p> <p>「火災・爆発」、「有害物漏洩」において、人為的ミスに起因するものを対象とすることは、環境影響評価の時点で取扱量などの予測条件を示すことができれば、予測評価の技術的難易度はそれほど高くないので、対象とすることで良いと思います。</p> <p>「火災・爆発」、「有害物漏洩」の地震等の自然現象に起因する二次災害に関するものは、環境影響評価項目から外して、配慮事項としても良いのではないですか。</p>	<p><u>別表2の「火災、爆発」「有害物漏洩」に記載のある自然災害に伴う二次災害の記載は削除するとともに、別記の記載を見直しました。</u></p> <p>地震等の自然現象に起因する二次災害については、配慮事項として扱うため、配慮指針の一部見直しを検討しました。</p>	<p>1 (1) 環境影響評価の対象 (略)</p> <p>イ 火災・爆発</p> <p>(ア) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">Ⓐ 施設の供用に伴う火災・爆発の防止等安全性の確保の状況Ⓑ 地震等の異常な自然現象によって発生する火災・爆発の防止等安全性の確保の状況 <p>(略)</p> <p>ウ 有害物漏洩</p> <p>(ア) 内容</p> <ul style="list-style-type: none">Ⓐ 施設の供用に伴う有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況Ⓑ 地震等の異常な自然現象によって発生する有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況

9 技術指針(別記) 安全

<別表2 10月16日審査会資料から変更箇所>

項目	細目	内容
安全	火災・爆発	(1) 施設の供用に伴う火災・爆発の防止等安全性の確保の状況 (2) 地震等の異常な自然現象により発生する火災・爆発の防止等安全性の確保の状況
	有害物漏洩	(1) 施設の供用に伴う有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況 (2) 地震等の異常な自然現象により発生する有害物漏洩の防止等安全性の確保の状況

※本日御説明する要点を赤字(下線あり)にしています。 26

10 技術指針(別記) 本編との整合を図り修正した事項

対象箇所	修正の概要
1(2) 項目選定する事業の考え方	1(2) 項目選定する <u>対象</u> 事業の考え方に修正
5 評価 6 環境の保全のための措置	<u>順番を入れ替え</u> (「5 環境の保全のための措置」 「6 評価」)
7(1) 事後調査項目	7(1) <u>事後</u> 調査項目に修正

※大気質、騒音、振動、低周波音は、上記事項を中心に修正

11 技術指針 別表2

令和6年度第8回審査会(10/16)からの変更内容

- (1) 「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、「地盤」の細目に位置付けました。「地盤沈下」では地下水位の低下に伴う地盤沈下のみを扱うこととし、その他の地盤の破壊や変形については、すべて「土地の安定性」で扱うよう、記載の見直しを行いました。
- (2) 「火災、爆発」「有害物漏洩」に記載のある自然災害に伴う二次災害の記載は、配慮事項として扱うため、削除しました。
- (3) 「地域交通」の細目「歩行者の安全」を「歩行者等の安全」としました。また、環境影響評価項目の内容を「～発生・集中する自動車と歩行者又は自転車との交通の安全」としました。

変更後の別表2は、[別紙3] を参照ください。

12 技術指針 別表3

令和6年度第9回審査会(11/20)からの変更内容

- (1) 「安全」の細目「土地の安定性」に関する事項を、「地盤」の細目に位置付けました。
- (2) 「地域交通」の細目「歩行者の安全」を「歩行者等^等の安全」としました。

変更後の別表3は、[別紙4] を参照ください。

13 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)

- ① 改定の趣旨・方向性について
- ② 本編、別表2の改定案（事務局案）について
- ③ 別記の改定案（事務局案）について：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、廃棄物・建設発生土
- ④ 別記の改定案（事務局案）について：大気質、水質・底質、騒音等の13項目
- ⑤ 別表2、別記の改定案（事務局案）について：土壌、地盤、土地の安定性、安全
- ⑥ 本編（2回目）、別表1、別表3
- ⑦ 別記の改定案（事務局案）について（2回目）：温室効果ガス、生物・生態系、緑地、水循環、水質・底質、電波障害、日影、風環境、地域交通、景観、触れ合い活動の場、文化財等、ヒートアイランド現象の取扱い検討
- ⑧ 別表2、別表3、別記の改定案（事務局案）について（2回目）：上記以外配慮指針の意見聴取依頼

今回

⑨ 技術指針及び配慮指針改定案素案の提示：R7年1月

市民意見募集

R7年2月頃（およそ1か月間）

⑩ 意見募集の結果等について・結果を踏まえた案の提示 R7年3月頃